

山梨県公報

号外第三十三号

平成二十六年

五月二十六日

月 曜 日

目次

条 例

- 山梨県薬事法関係手数料条例及び青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例
- 山梨県県道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例

条例のあらまし

- 山梨県薬事法関係手数料条例及び青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十六号)(衛生薬務課)
 - 1 薬事法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年六月十二日)から施行することとした。
- 山梨県県道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第五十七号)(道路整備課)
 - 1 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、当該法令の用語を引用する規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県薬事法関係手数料条例及び青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十六号

山梨県薬事法関係手数料条例及び青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県薬事法関係手数料条例の一部改正)

第一条 山梨県薬事法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同表八の項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同表十七の項中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同表十八の項中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

(青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部改正)

第二条 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「第五十条第九号」を「第五十条第十号」に改める。

附 則

この条例は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百二号)の施行の日(平成二十六年六月十二日)から施行する。

山梨県県道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年五月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十七号

山梨県県道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例

山梨県県道の構造基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

「(102-A)」を
「(102-B)」に、

「方面及び方向」
(103-B)を

「方面及び方向」

(108の2-E)

に、

「方面及び出口」
の予告
(106-B)

「方面及び出口」
の予告
(107-A)

「方面及び出口」
(107-B)

「方面及び出

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

<p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>(116の2) に、 を (116-A)「 (116の4)」 を に、 (116の2-A)「 (116の3)」 に、 を (116-B)「 (116の5)」 を に、 (116の2-B)「 (116の4)」 に、 を (116の2-A)「 (116の6)」 を に、 (116の3-A)「 (116の2-B)」 を (116の3-B)「 に、 「</p>	<p>出口 (112-B)</p>	<p>口 (108の2-D)</p>	
	<p>に、「サービス・エリアの予告」を「サービス・エリア、道の駅の予告」</p>	<p>を</p>	<p>方面、車線及び出口の予告 (111-A)</p>
			<p>方面、車線及び出口の予告 (111-B)</p>
			<p>方面及び出口 (112-A)</p>
		<p>方面及び</p>	